

特区民泊通知に関する国土交通省による周知方法について

1. 文書による通知

(1) 通知内容

地公体、関係団体向けに、内閣府通知につき、管理組合等や市町村へ周知を依頼する旨の内容を予定。その際、内閣府の通知が添付される。

(2) 通知先

- ・ 47都道府県
- ・ 20政令指定都市
- ・ (一社) マンション管理業協会
- ・ (一社) 不動産協会
- ・ (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
- ・ (公社) 全日本不動産協会
- ・ (一社) 不動産流通経営協会
- ・ (一社) 全国住宅産業協会
- ・ (一社) 日本ビルディング協会連合会
- ・ (公財) マンション管理センター
- ・ 特定非営利活動法人全国マンション管理組合連合会
- ・ (一社) 日本マンション管理士会連合会
- ・ (一社) 住宅生産団体連合会
- ・ (一社) 新都市ハウジング協会
- ・ (一社) 全国住宅供給公社等連合会
- ・ 独立行政法人都市再生機構
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構
- ・ (公財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
- ・ 日本弁護士連合会
- ・ 独立行政法人国民生活センター

2. 解説セミナーの開催

全国7か所で「マンション標準管理規約」の改正点、新法に基づく民泊制度(新法民泊)に関連する事項等について解説するセミナーを開催。その際、特区民泊に関する内閣府の通知文やチラシもあわせて配布し、説明を行う予定。

(以 上)